30静都建建総第2595号
平成31年3月28日

静岡市恩田原・片山土地区画整理組合
理事長　望月　剛　様

静岡市長　田辺　信宏　（静岡市長専用印）

広告景観協定認定書

平成30年12月7日付けで申請のあった広告景観協定については、次のとおり適当であると認定します。

名称	恩田原・片山地区屋外広告景観協定
区域	別紙１のとおり
表示の方法（広告物の位置、形状、面積、色彩、意匠等）	別紙２のとおり
有効期間	静岡市屋外広告物条例第15条第1項に基づく市長の認定があった日から廃止されるまで
広告景観協定の変更・廃止の方法	協定地区内の土地の所有者及び地上権又は賃借権を有する者(以下「土地所有者等」という。）は、本協定の変更又は廃止を求めるときは、その旨を静岡市恩田原・片山土地区画整理組合（以下「本組合」という。）に対し書面により申し出るものとする。 本組合は、上記の規定による申出が本協定の変更を求めるものである場合において、市条例第15条第3項の規定に基づき、土地所有者等それぞれ３分の２以上の同意が得られたときは、市長に対して書面で本協定の変更の認定を求めるものとする。 本組合は、上記の規定による申出が本協定の廃止を求めるものである場合において、市条例第15条第7項の規定に基づき、土地所有者等それぞれ３分の２以上の同意が得られたときは、市長に対して書面で本協定の廃止の認定を求めるものとする。

広告景観協定に違反した場合の措置	本組合は、本協定に対する違反を認めた場合、違反者に対し文書をもって相当の猶予期間を置いて、その違反行為を是正するために必要な措置をとることを請求するものとする。 上記の規定により請求を受けた違反者は、これに従わなければならない。 上記に規定する請求があった場合において、違反者がその請求に従わないときは、本組合の決定に基づき、その是正措置の強制執行又は違反者の費用をもって第三者にこれをなさしめることを請求することができる。 上記の規定により請求を受けた違反者は、これに従わなければならない。
その他広告景観協定の実施に関する事項	本協定の実施、運営、管理等については、本組合により行うものとする。

別紙１

恩田原・片山地区屋外広告景観協定地区　区域図

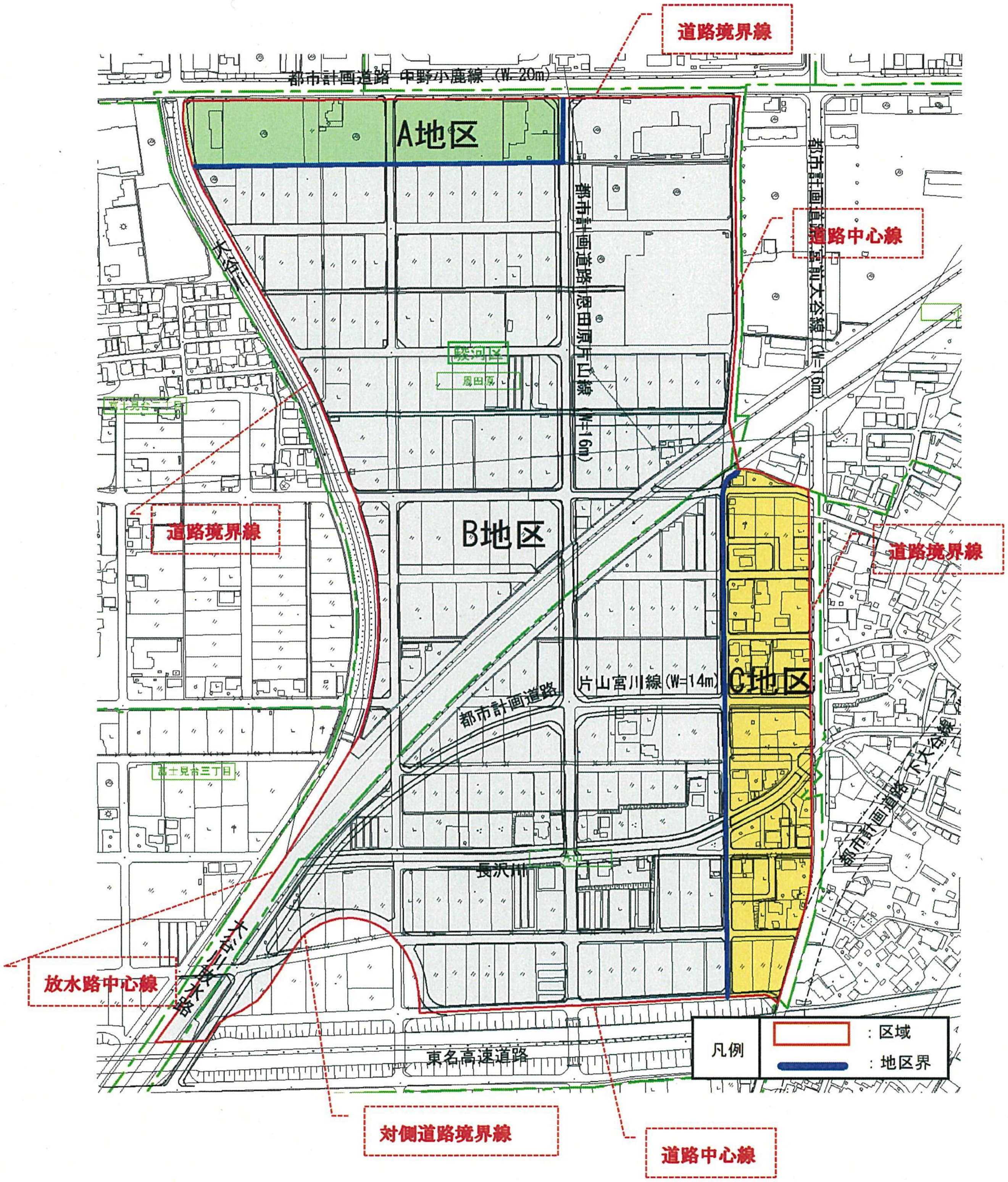

別紙２

協定地区内の広告物の基準

種類		基準	
広告塔、広告板その他これらに類するもの	野立てのもの	A 地区	（ア） 数量は、一敷地につき１基以下であること。 （イ） 高さは、地上５メートル以下であること。 （ウ） １面の表示面積は、３平方メートル以内であること。 （エ） 自家広告であること。 ただし、協定締結時に存する（恩田原・片山土地区画整理事業に伴う移設、既存の代替新設を含む。）又は工事中のものはこの限りでない。
		B 地区	設置できない。 ただし、売地または貸地であることを示すものは、一敷地につき１基に限り、また、協定締結時に存する（恩田原・片山土地区画整理事業に伴う移設、既存の代替新設を含む。）又は工事中のものはこの限りでない。
		C 地区	（ア） 数量は、一敷地につき１基以下であること。 （イ） 高さは、地上５メートル以下であること。 （ウ） １面の表示面積は、３平方メートル以内であること。 （エ） 自家広告であること。 ただし、協定締結時に存する（恩田原・片山土地区画整理事業に伴う移設、既存の代替新設を含む。）又は工事中のものはこの限りでない。

	建築物を利用するもの	屋上に設置するもの	設置できない。 ただし、協定締結時に存する又は工事中のものはこの限りでない。 また、屋上広告の全周が、建物壁面の素材や色彩と一体的なデザインにより、連続性をもたせた、建物と調和のとれた意匠であり、シート等の場合の表示面積は、1面の面積の100分の25以下（表示率25％以下）であり、または箱文字等の場合は、1文字のサイズは0.8メートル四方以内であり、その文字面積は、1面の面積の100分の50以下（文字率50％以下）の自家広告はこの限りでない。
	工作物等を利用するもの	電柱、外灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの	設置できない。 ただし、静岡市と協定が締結されている「避難誘導電柱広告に関する協定書」に基づくものはこの限りでない。
その他の広告物等	のぼり		設置できない。 ただし、展覧会等のため、一時的に、その会場の敷地内に設置する場合はこの限りでない。